

証券コード 4398
2025年9月2日
(電子提供措置開始日) 2025年8月29日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿八丁目5番1号
株式会社ブロードバンドセキュリティ
代表取締役社長 滝 澤 貴 志

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますのでご確認ください。

■ 当社ウェブサイト

<https://www.bbsec.co.jp/ir/stock/meeting.html>



■ 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ブロードバンドセキュリティ」又は「コード」に当社証券コード「4398」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、**インターネット又は書面（郵送）により事前に議決権を行使することができます**ので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、**2025年9月18日（木曜日）午後5時まで**に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月19日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター Room G
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第26期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役11名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - （1）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - （2）インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - （3）インターネット及び書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

-
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前及び修正後の事項を上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ・当日ご出席の場合は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ・西新宿駅から株主総会会場までのご来場ルートは、車いすでご利用いただけます。
 - ・株主総会会場と同フロアに、車いすの方が利用いただけるお手洗いがございます。

＜経営近況報告会の開催及びライブ配信（株主総会、経営近況報告会）について＞

- ・本定時株主総会終了後、同会場にて、経営近況報告会を開催いたします。
経営近況報告会は、本定時株主総会とは別に、当社代表取締役社長滝澤貴志より、当社の事業内容、最近の経営状況、今後の事業展開などについてご説明させていただくものです。
- ・本定時株主総会及び経営近況報告会を、インターネットでライブ配信いたします。ご来場いただかなくてもリアルタイムでご覧いただけますのでご利用ください。
インターネットでのライブ配信については、別紙「定時株主総会及び経営近況報告会のライブ配信のご案内」をご参照のうえ、ご利用ください。
なお、ライブ配信のご視聴については、本定時株主総会当日の決議へのご参加やご質問をお受けすることができません。そのため、インターネット又は書面（郵送）により、事前に議決権をご行使のうえ、ご視聴ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年9月19日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年9月18日（木曜日）
午後5時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年9月18日（木曜日）
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

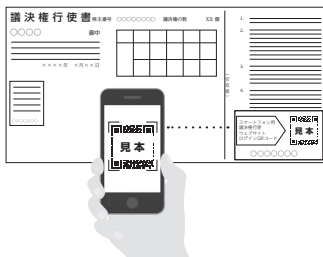
インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

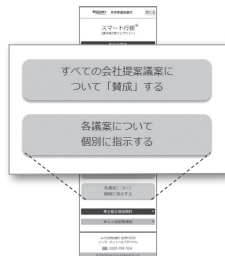
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

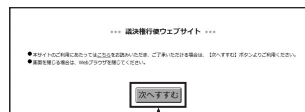
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

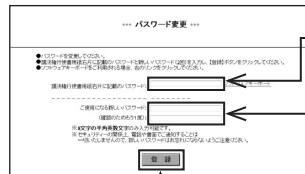
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

事業報告

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、経済活動の正常化が進む一方で、国際情勢や地政学リスクの高まりの長期化、為替レートの変動や物価上昇なども相まって、依然として先行きの不透明な状況が続いております。

このような環境下において、デジタル化の進展やクラウド基盤の活用、生成AIの登場などに伴い、DX（デジタルトランスフォーメーション）の動きが一段と加速しております。これに伴いセキュリティの重要性も一層高まっております。政府も国家安全保障戦略において、「能動的サイバー防御」を掲げ、関連法案の成立やサイバーセキュリティ対策の推進に取り組んでおり、官民を問わず、セキュリティ強化の流れが続いております。

当社は「便利で安全なネットワーク社会を創造する」というビジョンのもと、サイバー犯罪から企業および消費者を守ることを重要な責務と位置付け、事業を展開しています。近年、サイバー犯罪がさらに多様化・高度化する中、当社は、上流工程におけるセキュリティ・コンサルティングから脆弱性診断、セキュリティの監視・運用までフルラインアップでサービスを提供できる体制を有しており、これを強みに総合的なサイバーセキュリティ対策をお客様に提供しております。さらに、金融庁から公表、運用開始がされている「金融分野におけるサイバーセキュリティガイドライン」の準拠支援サービスを提供するなど、企業をサイバー犯罪から守るための取り組みも積極的に展開しております。

当事業年度は、期初より営業戦略を総合ソリューション提案の充実へと転換いたしました。具体的には、監査・コンサルティング営業を強化し、そこから派生する脆弱性診断や情報漏えい対策サービスの拡充に取り組みました。この取り組みにより、顧客への提案内容は従来よりも総合的なものとなり、商談規模も拡大いたしました。一方で案件のクロージングや精査には当初の想定よりも時間を要したために売り上げの計上が遅れ、当事業年度の売上高は大幅減少となりました。しかしながら、こうした総合提案型への営業戦略転換は、経済安全保障推進法の施行や政府によるサイバーセキュリティ強化策の推進といった国の政策方針とも合致しており、将来的な事業成長に向けた基盤を構築できたものと考えております。

この結果、当事業年度における業績は、売上高6,103,956千円（前期比5.5%減）、営業利益257,905千円（前期比62.6%減）、経常利益251,262千円（前期比63.8%減）、当期純利益142,725千円（前期比68.7%減）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は100,865千円になります。その主なものは情報漏えいIT対策サービスにおけるサーバ等の関連機器（工具、器具及び備品）及びソフトウェア購入等並びに顧客のニーズに対応すべくサービス改善及びサービス拡大のためのソフトウェア開発（ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定）によるものであります。

その内訳は、次のとおりであります。

建物附属設備	2,530千円
工具、器具及び備品	18,867千円
ソフトウェア	79,468千円

③ 資金調達の状況

資金調達の状況につきまして、記載すべき重要な事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (2022年6月期)	第 24 期 (2023年6月期)	第 25 期 (2024年6月期)	第 26 期 (当事業年度) (2025年6月期)
売 上 高(千円)	5,216,754	5,904,427	6,457,471	6,103,956
経 常 利 益(千円)	497,365	528,326	694,289	251,262
当 期 純 利 益(千円)	352,348	416,498	455,530	142,725
1 株当たり当期純利益 (円)	79.90	94.89	103.37	32.42
総 資 産(千円)	3,148,035	3,567,838	4,127,808	3,797,848
純 資 産(千円)	1,237,982	1,628,075	2,066,116	2,107,806
1 株当たり純資産 (円)	282.57	370.42	467.98	481.38

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

情報漏えい事故等の増加により、情報セキュリティの必要性に関する認識が顧客企業において強くなってきております。以前のように大企業のみでなく、中小企業にもその意識が高まりつつあります。そのような環境の中、当社では以下の点を課題ととらえ、より一層の企業価値向上を目指してまいります。

① サービス品質の向上

当社が提供するサービスにおいて障害等が発生した場合には、当社のレピュテーションが低下し、受注活動を鈍化させるとともに、既存顧客の解約リスクも発生します。マネージドサービスにおけるサービス提供開始前の検証実施の強化徹底、脆弱性診断サービスにおける担当者以外の技術者による複数回によるチェックなど、障害等が発生しないための態勢構築を今後も継続してまいります。

② 新サービスの開発

情報セキュリティに対する脅威は日進月歩の状況であり、顧客のニーズも多様化してきております。顧客がセキュリティサービスを手軽に利用できるクラウドモデルでの提供や、新たな脅威に対するサービスの開発等に努め、情報セキュリティ市場における差別化を進めてまいります。また、情報セキュリティ強化に対応したサービスの提供も必要であり、既に取り組んでいるPCI DSS準拠支援サービスや一般企業向けのリスクアセスメントサービス等のコンサルティングサービスにもより一層、注力してまいります。加えて、情報漏えい事故に対する緊急対応サービスについても、態勢拡大を継続しております。

③ スtock型サービスにおける契約解除防止

当社が展開する継続サービスにおける顧客の契約解除は、当社の安定的な業績基盤を失い、業績変動に対する影響を増加させるものであるため、その対処として、定期訪問もしくはオンライン会議等による顧客満足度の調査、新たなサービスの提案、顧客キーマンとのコミュニケーション強化等、組織をあげての既存顧客フォロー態勢を構築し、解約リスクの早期察知と防止を図ってまいります。

④ 人材の確保と育成

当社のサービスを安定的に継続提供し、更に進化させていくに当たり、人材の確保と育成は重要であります。当社は、今までの積極的な採用活動で採用した新規人材や社内人材に対して、組織全体でフォローアップできる体制を整備することで、全体のレベルアップを図ってまいります。

⑤ ガバナンスに関する課題

当社では、今後内部統制システムの整備を推し進めることにより、企業価値の向上を目指した経営の透明性、健全性及び遵法性の確保、コンプライアンス態勢の整備及び迅速かつ公平な経営情報の開示を通じて、法令遵守及び社会的倫理規範尊重に対する役員及び従業員の意識を強化し、当社のコーポレート・ガバナンス体制をより一層整備してまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

事業区分	事業内容
セキュリティ監査・コンサルティングサービス	PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）（※1）準拠のためのコンサルティングやオンサイト監査と、企業全般向けのセキュリティ強化に向けた体制作りなどの支援サービスです。また、オンラインビジネス成功に向けた調査分析サービスも行います。
脆弱性診断サービス	企業のウェブサイト等に対し、ホワイトハッカーと呼ばれる当社のエンジニアが、外部からの侵入や内容の書き換えが可能かなどの疑似攻撃をかけることで、その安全性を診断するサービスです。
情報漏えいIT対策サービス	独自に開発したソフトウェアなどを使用した、企業の情報漏えい対策（予防、監視、発見、遮断等）のためのサービスです。主に以下のようなサービスから構成されます。 ①セキュリティ機器マネージドサービス（MSS） ②セキュアメールサービス ③EDR-MSS（※2） ④標的型メール攻撃訓練サービス ⑤SIEM（※3）構築及び運用支援サービス ⑥デジタルフォレンジック（※4）サービス

（注）

- ※1. 国際カードブランド5社（American Express、Discover、JCB、Mastercard、VISA）が共同で設立したPCI SSC（PCI Security Standards Council）により運用・管理されているカード情報セキュリティの国際統一基準の名称。
- ※2. Endpoint Detection and Response Managed Security Serviceの略で、従来型アンチウイルス製品では検知が困難なファイルレス攻撃等に対応する、次世代型エンドポイントセキュリティ製品の24時間365日体制による運用監視サービス。
- ※3. Security Information and Event Managementの略で、ファイアウォールやIPSなどのセキュリティ機器、ソフトウェアやアプリケーションが出力するイベント情報を一元的に保管して管理し、脅威となる事象を把握するテクノロジー。
- ※4. 情報漏えいや不正アクセスなど、コンピュータが関わる犯罪が起きた際に、コンピュータ本体に記録された電子データを収集・分析して、証拠とするための技術のこと。なお、当社はPCI SSCより、カード情報漏えい事故を取り扱う調査機関であるPFI（PCI Forensic Investigator）としての認定を受け、サービスを提供しております。

(6) 主要な営業所等 (2025年6月30日現在)

①当社の主要な営業所

本	社	東京都新宿区
支	店	等
		大阪支店：大阪市北区 名古屋支店：名古屋市中区 天王洲オフィス：東京都品川区 東北セキュリティ診断センター：秋田県秋田市 韓国支店：大韓民国ソウル特別市

②子会社

BBSec USA, Inc.	アメリカ合衆国ネバダ州
-----------------	-------------

(7) 従業員の状況 (2025年6月30日現在)

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
239名	3名増	42.0歳	7.5年

(注) 当社は、セキュリティサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年6月30日現在)

借	入	先	借	入	額
株	式	会	社	南	都
				銀	行
					100,000千円
株	式	会	社	み	ず
				ほ	銀
				行	83,328
NEC	キャピタルソリューション株式会社				5,598

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2025年6月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 13,400,000株

(2) 発行済株式の総数 4,585,674株

(注) ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は14,100株増加しております。

(3) 株主数 2,087名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
グローバルセキュリティエキスパート株式会社	1,010,854株	22.62%
株 式 会 社 I D ホ ー ル デ ィ ン グ ス	964,000株	21.57%
S B I イ ン キ ュ ベ ー シ ョ ン 株 式 会 社	698,600株	15.63%
兼 松 エ レ ク ト ロ ニ ク ス 株 式 会 社	439,500株	9.83%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	108,700株	2.43%
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	89,900株	2.01%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC I S G (F E - A C)	69,200株	1.54%
榎 田 重 夫	50,400株	1.12%
シ ス テ ム プ ラ ザ 株 式 会 社	34,500株	0.77%
CACEIS BANK／QUINTET LUXEMBOURG SUB AC／UCITS CUSTOMERS ACCOUNT	27,300株	0.61%

(注) 1. 当社は、自己株式を117,120株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 自己株式には、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が株式給付信託（J-ESOP）に伴い保有している当社株式89,900株は含まれておりません。

3. 持株比率は、自己株式(117,120株)を控除して計算しております。

4. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) 会社役員（会社役員であった者を含む）に対して当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 10,031株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

2. 2024年10月16日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分を決議し、同年11月15日付で取締役（社外取締役を除く。）5名及び執行役員5名に対し自己株式16,513株の払込み手続きが完了しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 従業員向け株式給付信託（J-ESOP）

当社は、2024年3月15日開催の取締役会決議に基づき、2024年5月30日より当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現させるために必要な人的資本の拡充を目的に、従業員に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しました。

なお、当事業年度末日（2025年6月30日現在）に「株式給付信託（J-ESOP）」導入において設定した株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式は89,900株であります。

② 自己株式の取得

当社は、2024年11月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得にかかる事項について決議し、かかる取締役会決議に基づいて以下のとおり自己株式を取得いたしました。

1. 取得した株式の種類 当社普通株式
2. 取得期間 2024年11月22日～2025年3月24日（約定日ベース）
3. 取得した株式の総数 67,000株
4. 株式の取得価額の総額 96,092,100円
5. 取得方法 東京証券取引所における市場買付

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 2 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2016年3月31日	
新 株 予 約 権 の 数		5,790個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 (新株予約権 1 個につき	57,900株 10株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり (1 株当たり	8,000円 800円)
権 利 行 使 期 間		2018年4月15日から 2026年3月31日まで	
行 使 の 条 件		(注) 2	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	700個 7,000株 2 名
	監 査 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	100個 1,000株 1 名

- (注) 1. 社外取締役には新株予約権を付与しておりません。
2. 新株予約権の行使の条件
①新株予約権の行使時において、新株予約権者が、当社、当社子会社又は当社グループ会社の取締役、監査役、使用人の地位にあることを要す。
②新株予約権者が新株予約権の権利期間到来前に死亡した場合は、その相続人は新株予約権を行使できない。また、新株予約権者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合においても同様に、その相続人は新株予約権を行使できない。
③その他の権利行使の条件は、2016年3月31日開催の臨時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権の割当予定者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによるものとする。
3. 監査役 1 名が保有している新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものであります。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2025年6月30日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	滝 澤 貴 志	
代 表 取 締 役 副 社 長	森 澤 正 人	管理本部管掌
専 務 取 締 役	田 仲 克 己	新規事業開発管掌
常 務 取 締 役	岡 田 俊 弘	営業本部管掌
取 締 役	谷 直 樹	セキュリティ事業管掌
社 外 取 締 役	田 中 喜 一	サービス&セキュリティ株式会社監査役
社 外 取 締 役	青 柳 史 郎	グローバルセキュリティエキスパート株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	松 浦 守 男	
社 外 監 査 役	福 山 将 史	株式会社ルーキー代表取締役 株式会社セイムボート代表取締役 福山公認会計士事務所所長
社 外 監 査 役	升 永 英 俊	TMI総合法律事務所パートナー（弁護士）
社 外 監 査 役	竹 野 俊 成	株式会社コア社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役のうち田中喜一氏及び青柳史郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち福山将史氏、升永英俊氏及び竹野俊成氏は、社外監査役であります。
3. 社外監査役福山将史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外監査役升永英俊氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 社外監査役竹野俊成氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を

有しております。

6. 当社は、社外取締役田中喜一氏及び社外監査役竹野俊成氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. ご参考：

当社は、2022年7月1日より、業務執行機能強化のため執行役員制度を導入しております。2025年6月30日現在の執行役員は次のとおりであります。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
上 席 執 行 役 員	宮 崎 仁	営業本部長
上 席 執 行 役 員	紫 藤 貴 文	CISO*/監査・コンサル技術フェロー 兼韓国支店本部長
上 席 執 行 役 員	齊 藤 義 人	セキュリティ事業担当
執 行 役 員	大 沼 千 秋	情報セキュリティプロフェッショナルサービス本部長
執 行 役 員	榆 井 勉	事業開発本部長

*CISO（Chief Information Security Officer）

（注）齊藤義人氏は、本総会第3号議案「取締役11名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、当社取締役となります。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。なお、当該保険契約の被保険者には、2022年7月1日付で導入いたしました執行役員制度による執行役員も含んでおります。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、填補する額について限度額を設けることや被保険者の故意による背信行為、犯罪行為又は故意による法令違反に起因して生じた損害は補填されないことなどにより、当該役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	非金銭報酬等
取締役 (うち社外取締役)	9名 (1)	125,870千円 (4,000)	111,175千円 (4,000)	14,695千円 (―)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	24,599 (15,599)	24,599 (15,599)	― (―)
合計 (うち社外役員)	13 (4)	150,469 (19,599)	135,774 (19,599)	14,695 (―)

- (注) 1. 上表の取締役の員数が当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、2024年9月20日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含み、無報酬の社外取締役1名を除いているためであります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の金銭報酬の額は、2004年9月21日開催の第5回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。
4. 上記3. とは別枠で、2020年9月17日開催の第21回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象にした譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給額として、年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすること、及び譲渡制限付株式報酬制度により発行又は処分する普通株式の総数は年25,000株を上限とすることを決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は7名です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2002年6月17日開催の第2回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
6. 当社は譲渡制限付株式制度を導入しており、非金銭報酬等として、当社取締役（社外取締役は除く。以下、「対象取締役」という。）に対し個別に割当契約を締結したうえで譲渡制限付株式を割当て（以下、「本割当株式」という。）しております。譲渡制限付株式報酬制度の概要は以下のとおりであ

ります。

①譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものとする。

②譲渡制限の解除条件

対象取締役が本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間、継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
ただし、対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由により退任又は退職等した場合又は死亡により退任又は退職等した場合、対象取締役が保有する本割当株式のうち払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任又は退職等した日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合は、1とする。）に、当該時点において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の株式について、譲渡制限を解除する。

③無償取得事由

対象取締役が、本割当株式の払込期日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までに、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき割当契約に定めるところによる。
また、上記②で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

④組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を12で除した数（ただし、その数が1を超える場合は、1とする。）に、組織再編等承認日において対象取締役が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

⑤株式の管理

対象取締役は、当社が指定する証券会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものとする。

(5) 取締役の個別報酬等の委任に関する事項

取締役会は、会社の業績を勘案した役位別の取締役（社外取締役は除く。）の報酬基準を決定し、その報酬基準の範囲内で、管掌・担当部門の業績に応じた取締役の個別報酬額の決定を代表取締役社長滝澤貴志に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の管掌・担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・社外取締役田中喜一氏は、サービス&セキュリティ株式会社監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・社外取締役青柳史郎氏は、当社の主要株主であるグローバルセキュリティエキスパート株式会社代表取締役社長であります。当社と兼職先との間に役務提供等取引関係があります。
 - ・社外監査役福山将史氏は、株式会社ルーキー代表取締役、株式会社セイムボート代表取締役及び福山公認会計士事務所所長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
 - ・社外監査役升永英俊氏は、TMI総合法律事務所に所属しております。当社は、TMI総合法律事務所と顧問契約を締結しております。
 - ・社外監査役竹野俊成は、株式会社コア社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 田 中 喜 一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。主に長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識から経営上の課題に対し助言・提言を行っております。出席した取締役会においては、これらの経験や見識に基づいて経営全般の観点から適宜助言などを行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
社外取締役 青 柳 史 郎	2024年9月20日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。主に当社と同じ業界にてこれまで培ってきた経営者としての豊富な経験と幅広い見識から経営上の課題に対し助言・提言を行っております。出席した取締役会においては、これらの経験や見識に基づいて経営全般の観点から適宜助言などを行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に果たしております。
社外監査役 福 山 将 史	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会においては、公認会計士としての財務及び会計の専門性に加え、事業経営者としての経験及び実績に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外監査役 升 永 英 俊	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回、監査役会12回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会においては、主に企業経営の健全性とコンプライアンスに関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役 竹 野 俊 成	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会においては、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,400千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社の内部統制システムの体制構築に関しましては、方針を取締役会で決議し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合しかつ業務の適正を確保するための体制として決定しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、管理本部管掌取締役をコンプライアンスに関する統括責任者に任命するとともに、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置し、取締役及び使用人等が、当社の企業理念に則り、法令・定款を遵守することを周知・徹底する。
- ・コンプライアンス活動においては、コンプライアンス委員会が統括し、関連する社内規程の整備と見直し、コンプライアンス違反が発生した場合の対応及び取締役及び使用人等への法令遵守意識の定着と運用の徹底を図る。
- ・研修等必要な諸活動はコンプライアンス委員会が統括し、他部門の協力を得て定期的に行う。
- ・統括責任者は、コンプライアンスに関する活動を取締役会に報告する。
- ・業務執行部門から独立し、代表取締役社長に直結した内部監査室が、コンプライアンスの状況を定期的に監査する。また、法令等に定める義務違反等の情報について、使用人等が直接情報提供できるように、内部通報窓口を設置する。

② 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・法令上保存を義務付けられている文書及び重要な会議の議事録、稟議書、契約書並びにそれらに関する資料等は、社内規程に基づき文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理を行う。
- ・機密情報の保護については「文書管理規程」及び当社のISOP活動において定めている各種セキュリティに関する規程に準拠し、適切に保管管理を行う。

(注) ISOPとは、当社の造語であり、個人情報保護マネジメントシステム（Pマーク）及びISOマネジメントシステムを意味します。ISOP体制は、代表取締役社長をISOP統括責任者とした直轄組織である情報セキュリティ委員会から構成されています。情報セキュリティ委員会は情報システム部門を管掌する取締役をISOP管理責任者に、各本部長をISOP部門責任者とした体制で、日々のインシデント報告や是正処置などの改善提案及び報告がなされる会議で運営されています。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 管理本部にてリスク管理全体を統括する。
 - ・ 具体的リスクが発生した場合には管理本部が対応するが、代表取締役社長が全社をあげた対応が必要と判断した場合においては、代表取締役社長を統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。
 - ・ リスク管理活動においては、管理本部が統括し、関連する社内規程の整備と見直しを図るとともに、各部門においてその有するリスクの洗い出しを実施し、そのリスクの軽減等に取り組む。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を毎月1回定期的に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を行う。
 - ・ 中期経営計画及び年度予算等に基づいた各部門が実施すべき具体的施策を決定し、業務遂行状況を取締役会及び経営会議等において報告させる。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保する体制
- ・ 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に準拠し、評価、維持改善を行う。
 - ・ 各部門は、自らの業務の遂行に当たり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の信頼性の確保に努める。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・ 監査役から求められた場合には、代表取締役社長は監査役と協議の上、専任又は兼任の従業員を監査役スタッフとして配置する。また、必要に応じて当該使用人を置いた場合には、使用人は監査役の指揮命令下でその業務を遂行し、また、その人事に係る事項の決定は、監査役の同意を必要とする。

- ⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 監査役は、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況等を把握するため、取締役会・経営会議等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて意見を述べることができる。
 - ・ 監査役は、稟議書、契約書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
 - ・ 取締役及び使用人等は、業務遂行に関して重要な法令・定款違反もしくは不正行為の事実又は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
 - ・ 内部監査室は、内部監査の実施状況及びその結果、内部通報制度の状況とその内容を随時監査役に報告するものとする。
- ⑧ 上記⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・ 内部通報規程において、通報者が通報したことに関していかなる不利益も与えてはならないと明確に定義するものとする。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役の請求等に従い円滑に行うものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 監査役は、代表取締役社長と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換等、意思の疎通を図るものとする。
 - ・ 監査役は、管理本部及び内部監査室と関係を密にして、財務報告に係る内部統制について連携を図るものとする。
 - ・ 監査役は、必要に応じて弁護士、公認会計士その他専門家に相談し、監査業務に関する助言を受けることができる。

⑪ 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ・反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求には一切応じないことを基本方針とし、その実効性を確保するため反社会的勢力の排除に関する規程を整備・周知するとともに、所轄警察署及び顧問弁護士等と緊密な連携を図り、迅速かつ組織的に対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、内部統制システムを整備しており、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。そのうえで、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

常勤監査役は、監査役監査のほか、取締役会及び社内の重要な会議に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。また、内部監査担当が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、定めておりません。

当社は、業績のさらなる向上を図ることにより、企業価値の一層の向上を目指しており、積極的なIR活動の推進により、当社の経営方針、戦略及び業績等を市場に遅滞なく伝えるよう努力してまいります。また、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要であると考えており、今後の社会的な動向も見極めつつ、慎重に検討を進めてまいります。

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,561,039	流 動 負 債	1,304,247
現金及び預金	1,426,410	買 掛 金	310,709
売 掛 金	647,644	一年内返済予定の長期借入金	55,939
商品及び製品	2,139	リ ー ス 債 務	58,928
仕 掛 品	28,899	未 払 金	84,372
前 払 費 用	433,443	未 払 費 用	39,425
そ の 他	26,389	未 払 法 人 税 等	23,886
貸 倒 引 当 金	△3,885	未 払 消 費 税 等	17,542
固 定 資 産	1,236,808	預 り 金	47,976
有 形 固 定 資 産	250,319	契 約 負 債	663,661
建 物	47,075	そ の 他	1,805
減 価 償 却 累 計 額	△16,842	固 定 負 債	385,794
建 物 (純 額)	30,232	長 期 借 入 金	133,324
工具、器具及び備品	332,018	リ ー ス 債 務	135,109
減 価 償 却 累 計 額	△290,382	退 職 給 付 引 当 金	81,681
工具、器具及び備品 (純額)	41,636	株 式 給 付 引 当 金	28,493
リ ー ス 資 産	367,023	そ の 他	7,186
減 価 償 却 累 計 額	△188,573	負 債 合 計	1,690,041
リ ー ス 資 産 (純 額)	178,450	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	466,457	株 主 資 本	2,103,303
ソ フ ト ウ エ ア	165,336	資 本 金	301,465
ソフトウエア仮勘定	289,297	資 本 剰 余 金	273,133
リ ー ス 資 産	11,785	資 本 準 備 金	201,465
そ の 他	37	そ の 他 資 本 剰 余 金	71,668
投 資 そ の 他 の 資 産	520,031	利 益 剰 余 金	1,827,656
投 資 有 価 証 券	236,117	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,827,656
出 資 金	97,963	繰 越 利 益 剰 余 金	1,827,656
長期前払費用	34,740	自 己 株 式	△298,951
繰 延 税 金 資 産	76,437	評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,502
敷 金 及 び 保 証 金	74,773	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,502
資 産 合 計	3,797,848	純 資 産 合 計	2,107,806
		負 債 純 資 産 合 計	3,797,848

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

損 益 計 算 書

(2024年7月 1 日から)
(2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上 売上 売上 販売費及び一般管理費 営業外 受取 受取 保険 補助 その他 営業外 支払 為替 その他 経常 特別 固定資産 税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 当期純利益	高価		6,103,956
	利益		4,354,298
	益		1,749,658
	費		1,491,752
	益		257,905
	益		
	利息	956	
	当金	782	
	当金	620	
	収入	12,160	
	他	1,366	15,885
	利息	4,693	
	損	15,167	
	他	2,667	22,528
	益失		251,262
	却損	18	18
	純利益		251,244
	税額	116,011	
	調整額	△7,492	108,519
	純利益		142,725
	益		

株主資本等変動計算書
(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	295,825	195,825	67,259	263,084	1,730,007	1,730,007	△222,801	2,066,116	
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	5,640	5,640	－	5,640	－	－	－	11,280	
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	△45,075	△45,075	－	△45,075	
当 期 純 利 益	－	－	－	－	142,725	142,725	－	142,725	
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	△96,092	△96,092	
自 己 株 式 の 処 分	－	－	4,408	4,408	－	－	19,782	24,191	
株式給付信託に対する自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	158	158	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	－	
当 期 変 動 額 合 計	5,640	5,640	4,408	10,048	97,649	97,649	△76,150	37,187	
当 期 末 残 高	301,465	201,465	71,668	273,133	1,827,656	1,827,656	△298,951	2,103,303	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	－	－	2,066,116
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	－	－	11,280
剰 余 金 の 配 当	－	－	△45,075
当 期 純 利 益	－	－	142,725
自 己 株 式 の 取 得	－	－	△96,092
自 己 株 式 の 処 分	－	－	24,191
株式給付信託に対する自己株式の処分	－	－	158
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,502	4,502	4,502
当 期 変 動 額 合 計	4,502	4,502	41,690
当 期 末 残 高	4,502	4,502	2,107,806

招集・通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として、個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

在外支店の従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

③ 株式給付引当金

従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、付与されたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の事業区分及び事業内容は以下のとおりであります。

① セキュリティ監査・コンサルティングサービス

PCI DSS（Payment Card Industry Data Security Standard）準拠のためのコンサルティングやオンライン監査と、企業全般向けのセキュリティ強化に向けた体制作りなどの支援サービスです。また、オンラインビジネス成功に向けた調査分析サービスも行います。

② 脆弱性診断サービス

企業のウェブサイト等に対し、ホワイトハッカーと呼ばれる当社のエンジニアが、外部からの侵入や内容の書き換えが可能かなどの擬似攻撃をかけることで、その安全性を診断するサービスです。

③ 情報漏えいIT対策サービス

独自に開発したソフトウェアなどを使用した、企業の情報漏えい対策（予防、監視、発見、遮断等）のためのサービスです。

当社の事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、サービス提供が完了した時点において履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。また、契約期間にわたりサービスを提供する取引については、顧客にサービスが提供される時間の経過とともに履行義務が充足されるため、契約書に定義したサービス提供期間にわたり収益を認識しております。なお、取引の対価は、履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでいません。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2024年3月に、当社従業員に対して自己の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託(J-ESOP)」(以下、「本制度」という。)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下、「当社株式等」という。)を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し職位や個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末は142,851千円、89,900株であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権、債務

金銭債権	11,417千円
金銭債務	4,646千円

(2) 当座貸越契約

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	200,000千円
借入実行残高	-
差引額	200,000千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	74,423千円
営業費用	123,695千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 4,585,674株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 207,020株

(注)当事業年度末日の自己株式のうち、従業員向け株式給付信託の信託口が保有する株式数は89,900株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決 議	株式の種類	配当の原資	配 当 金 の 総 額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2024年9月20日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	22,524千円	5円	2024年6月30日	2024年9月24日
2025年2月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	22,551千円	5円	2024年12月31日	2025年3月10日

(注) 1. 2024年9月20日定時株主総会決議による配当金の総額には、従業員向け株式給付信託の信託口が保有する当社株式に対する配当金450千円が含まれております。

2. 2025年2月12日取締役会決議による配当金の総額には、従業員向け株式給付信託の信託口が保有する当社株式に対する配当金450千円が含まれております。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決 議 予 定	株 式 の 類 種	配当の原資	配 当 金 の 総 額	1株当たり配当額	基 準 日	効 力 発 生 日
2025年9月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	44,685千円	10円	2025年6月30日	2025年9月22日

(注)2025年9月19日定時株主総会決議による配当金の総額には、従業員向け株式給付信託の信託口が保有する当社株式に対する配当金899千円が含まれております。

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 57,900株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金に限定し、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、営業上の関係を有する企業の株式であり、当該企業の財政状態の悪化などによる減損リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に営業取引に係る資金調達であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

営業債権に関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握しております。投資有価証券については、定期的に発行体の財政状態等を把握しております。資金調達に関しては、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額120,000千円）は含めておりません。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	116,117千円	116,117千円	－
(2) 長期借入金	189,263千円	189,247千円	△16千円
(3) リース債務	194,037千円	192,349千円	△1,688千円

- (注) 1. 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。
2. 「現金及び預金」、「売掛金」及び「買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	116,117	－	－	116,117

時価をもって貸借対照表計上額としない金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	189,247	－	189,247
リース債務	－	192,349	－	192,349

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額に近似していることから当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しているため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,043千円
貸倒引当金	1,224千円
投資有価証券評価損	15,886千円
退職給付引当金	25,655千円
譲渡制限付株式報酬	16,627千円
株式給付引当金	8,981千円
その他	8,221千円
繰延税金資産小計	79,638千円
評価性引当額	－千円
繰延税金資産合計	79,638千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△1,128千円
その他有価証券評価差額金	△2,072千円
繰延税金負債合計	△3,201千円
繰延税金資産の純額	76,437千円

(2) 決算日後における法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課されることとなりました。これに伴い、2026年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率が30.6%から31.5%に変更されます。

この税率変更による影響は軽微であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

	当事業年度
セキュリティ監査・コンサルティングサービス	1,603,214千円
脆弱性診断サービス	1,610,106千円
情報漏えいIT対策サービス	2,890,635千円
顧客との契約から生じる収益	6,103,956千円
その他の収益	－千円
外部顧客への売上高	6,103,956千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	709,476千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	647,644千円
契約負債（期首残高）	637,715千円
契約負債（期末残高）	663,661千円

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記に当たって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内である履行義務、及び現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有している履行義務は含めておりません。その結果、残存履行義務に配分した取引価格として注記すべき重要な履行義務はありません。

9. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1 株当たり純資産額 | 481円38銭 |
| (2) 1 株当たり当期純利益 | 32円42銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年8月13日

株式会社ブロードバンドセキュリティ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廣瀬美智代
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大島崇行

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ブロードバンドセキュリティの2024年7月1日から2025年6月30日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第26期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月13日

株式会社ブロードバンドセキュリティ 監査役会

常勤監査役 松浦 守男 ㊟

社外監査役 福山 将史 ㊟

社外監査役 升永 英俊 ㊟

社外監査役 竹野 俊成 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円 総額は44,685,540円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年9月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業規模拡大及び経営体制の強化を図るとともに、複数名の社外取締役を招聘し取締役会の監督強化によるコーポレート・ガバナンスを充実させるため、現行定款第19条（員数）に定める取締役の員数の上限を8名以内から11名以内に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
（員数） 第19条 当会社の取締役は <u>8</u> 名以内とする。	（員数） 第19条 当会社の取締役は <u>11</u> 名以内とする。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、今後の事業規模拡大及び経営体制の強化を図るため4名増員いたしたく、第2号議案の「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件に、取締役11名の選任をお願いするためのものです。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	たき ぎわ たか し 滝 澤 貴 志 (1966年6月15日)	1989年4月 共同VAN(株) (現SCSK(株)) 入社 2002年9月 (株)インターネット総合研究所入社 2004年4月 (株)IRIコミュニケーションズ(現当社)入社 2006年1月 当社営業本部エンタープライズ営業部長 2009年7月 当社ASPサービス部長 2013年7月 当社管理部長 2013年9月 当社取締役管理部長 2014年12月 当社取締役管理部長退任 2015年1月 当社経営管理部長 2015年11月 当社マネジメントサービス本部長 2017年7月 当社内部監査室長 2019年7月 当社管理本部長 2019年9月 当社取締役管理本部長 2020年9月 当社代表取締役最高執行責任者 (COO) (管理本部管掌) 2021年4月 当社代表取締役最高経営責任者 (CEO) (管理本部管掌) 2021年9月 当社代表取締役社長 (現任)	18,627株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	もり さわ まさ と 森 澤 正 人 (1974年7月29日)	1998年 4 月 ソフトバンク(株) (現ソフトバンクグルー ーブ(株)) 入社 1999年 4 月 ソフトバンク・ファイナンス(株)(現ソフ トバンク(株))入社 2003年 3 月 ゴメス・コンサルティング(株) (現SBIグロ ーバルアセットマネジメント(株)) 取締役 2005年 4 月 同社取締役執行役員CFO 2006年 3 月 同社代表取締役執行役員COO 2008年11月 同社代表取締役執行役員CEO兼COO 2011年 6 月 モーニングスター(株) (現SBIグローバル アセットマネジメント(株)) 取締役 2012年 7 月 同社取締役執行役員ゴメス・コンサル ティング事業部長 2013年11月 SBIサーチナ(株) (現SBIグローバルアセ ットマネジメント(株)) 取締役 2018年 7 月 SBIネオファイナンスサービスズ (株)取締役 2019年 3 月 マネータップ(株)取締役 2021年 7 月 当社ゴメス・コンサルティング本部長 2021年 9 月 当社代表取締役副社長 (ゴメス・コン サルティングビジネス管掌) 兼 ゴメ ス・コンサルティング本部長 2022年 7 月 当社代表取締役副社長 (監査・コンサル ビジネス管掌) 兼 ゴメス・コンサル ティング本部長 2023年 8 月 当社代表取締役副社長 (監査・コンサル ビジネス、韓国支店管掌) 兼 ゴメ ス・コンサルティング本部長 2024年 9 月 当社代表取締役副社長 (管理本部管掌) 2025年 7 月 当社代表取締役副社長 (セキュリティ 認証・監査ビジネス本部、ゴメス・コ ンサルティング本部、韓国支店管掌) (現任)	10,627株

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
3	た な か か つ み 田 仲 克 己 (1966年5月3日)	1989年 4 月 日興証券(株) (現SMBC日興証券(株)) 入 社 2001年 4 月 新光証券(株) (現みずほ証券(株)) 経営企 画部長 2004年 4 月 (株)IRIコミュニケーションズ (現当社) 入社 2006年 4 月 当社SQAT事業部長 2013年11月 当社MS事業部副部長 2014年12月 当社営業本部長 2015年 9 月 当社セキュリティエンジニアリング本 部長 2016年 3 月 当社取締役セキュリティサービス本部 長 2019年 7 月 当社取締役 (診断ビジネス管掌) 2020年 9 月 当社常務取締役 (診断ビジネス、IRビジ ネス管掌) 2022年 7 月 当社常務取締役 (診断ビジネス、事業 開発本部、第1営業本部管掌) 2023年 8 月 当社常務取締役 (診断ビジネス、事業 開発本部管掌) 2024年 9 月 当社専務取締役 (新規事業開発管掌) 2025年 7 月 当社専務取締役 (事業統括) (現任)	7,335株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	おか だ とし ひろ 岡 田 俊 弘 (1967年 3月14日)	1989年 4 月 共同VAN(株) (現SCSK(株)) 入社 2002年11月 (株)インターネット総合研究所入社 2004年 4 月 (株)IRIコミュニケーションズ (現当社) 入社 2006年 1 月 当社営業本部xSP営業部長 2010年 7 月 当社マネジメントサービス事業部長 2014年 5 月 当社東日本営業本部長 2015年 7 月 当社高度情報セキュリティサービス本 部長 2019年 7 月 当社情報漏えいIT対策ビジネス管掌 2019年 9 月 当社取締役 (情報漏えいIT対策ビジネス 管掌) 2020年 9 月 当社取締役 (情報漏えいIT対策ビジネ ス、監査コンサル営業管掌) 2021年 7 月 当社取締役 (情報漏えいIT対策ビジネス 管掌) 兼第2 営業本部長 2022年 7 月 当社取締役 (情報漏えいIT対策ビジネ ス、第2営業本部管掌) 兼第2 営業本部 長 2023年 8 月 当社取締役 (情報漏えいIT対策ビジネ ス、営業本部管掌) 2024年 9 月 当社常務取締役 (営業本部管掌) (現 任)	4,908株

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	たに なお き 谷 直 樹 (1967年 3月13日)	1989年 4 月 共同VAN(株) (現SCSK(株)) 入社 1993年 4 月 日本コンピュータ株式会社入社 (米 国コンピュータ社日本法人) 入社 2013年10月 (株)ジェーエムエーシステムズ入社 2016年 7 月 当社入社 2016年 7 月 当社マネジメントサービス本部サービ ス企画部長 2019年 4 月 当社管理本部人事・総務サービス部長 2020年 7 月 当社管理本部長 2022年 7 月 当社執行役員兼管理本部長 2024年 7 月 当社執行役員 2024年 9 月 当社取締役 (セキュリティ事業管掌) 2025年 7 月 当社取締役 (セキュリティサービス本 部、マネジメントサービス本部、情報 セキュリティプロフェッショナルサー ビス本部管掌) (現任)	6,704株
6	※ さい どう よし と 齊 藤 義 人 (1974年 6月30日)	2001年 4 月 (株)トライス入社 2004年12月 大塚モズスタジオ入社 2007年 4 月 ピアットコム(有)入社 2012年 2 月 当社入社 2015年 7 月 当社セキュリティエンジニアリングサ ービス本部診断サービス部長 2016年 7 月 当社セキュリティサービス副本部長 2019年 7 月 当社セキュリティサービス本部長 2022年 7 月 当社執行役員兼セキュリティサービ ス本部長 2024年 9 月 当社上席執行役員 (セキュリティ事業 担当) 2025年 7 月 当社上席執行役員兼セキュリティサー ビス本部長 (現任)	4,567株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
7	た な か き いち 田 中 喜 一 (1947年6月29日)	1970年4月 日本オリベッティ(株)入社 1988年8月 (株)CSK (現SCSK(株)) 入社 1991年12月 日本レジホンシステムズ(株)取締役 2002年6月 CSKネットワークシステムズ(株) (現SCSK(株)) 常務取締役 2004年2月 (株)CSIソリューションズ代表取締役専務 2007年4月 同社代表取締役社長 2012年6月 大津コンピュータ(株)顧問 2013年11月 同社取締役副社長 2013年11月 (株)日本情報プランニング代表取締役社長 2014年11月 大津コンピュータ(株)(現サービス&セキュリティ(株))取締役 2016年3月 当社社外取締役 (現任) 2016年12月 サービス&セキュリティ(株)取締役副社長 2017年7月 同社顧問 2020年1月 同社監査役 (現任) (重要な兼職の状況) サービス&セキュリティ(株)監査役	1,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
8	あお やぎ し ろう 青 柳 史 郎 (1975年11月19日)	1998年 4 月 (株)ビーコンインフォメーションテクノ ロジー (現(株)ユニリタ) 入社 2009年 1 月 (株)クラウドテクノロジーズ取締役兼セ キュリティ事業本部長 2012年 3 月 グローバルセキュリティエキスパート (株)入社 2012年10月 同社事業開発部長 2014年 6 月 同社執行役員兼営業本部長 2017年 4 月 同社取締役兼経営企画本部長 2018年 4 月 同社代表取締役社長 (現任) 2020年 7 月 (一財)日本サイバーセキュリティ人材キ ャリア支援協会理事 2022年 4 月 サイバーセキュリティイニシアティブ ジャパン理事 (現任) 2022年 6 月 (株)ファイナンシャルブレインシステム ズ非常勤取締役 (現任) 2024年 9 月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) グローバルセキュリティエキスパート(株)代表取締役 社長	—

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
9	※ たけ はら とも こ 竹 原 智 子 (1969年3月27日)	1989年4月 (株)インフォメーション・ディベロプメント入社 2016年4月 同社SIS第1事業本部長 2018年10月 同社SIS第5事業本部長 2019年5月 同社SIS第5部、第6部ディビジョンマネージャ兼先端技術部長 2019年6月 同社執行役員 2020年6月 同社執行役員GIC副センター長兼先端技術部長 2020年7月 アクティブ・ティ(株) 代表取締役 2020年8月 (株)GIテクノス取締役副社長 2021年1月 (株)システムデザイン取締役社長 2022年4月 (株)インフォメーション・ディベロプメント常務執行役員GICセンター長 2023年4月 同社代表取締役社長 2025年4月 同社取締役兼常務執行役員 (現任) (重要な兼職の状況) (株)インフォメーション・ディベロプメント取締役兼常務執行役員	—
10	※ おお うち たく や 大 内 拓 也 (1971年7月15日)	1994年4月 兼松エレクトロニクス(株)入社 2012年4月 同社大阪支社ソリューション営業本部第二営業部長 2015年4月 同社第一ソリューション営業本部第一営業部長 2019年4月 同社第一ソリューション営業本部長 2022年4月 同社デジタル・サービス本部長兼クラウド&サービス事業部長 2023年5月 同社執行役員営業部門副担当兼クラウド&サービス部門担当 2025年4月 同社上席執行役員営業部門兼クラウド&サービス部門担当 (現任) (重要な兼職の状況) 兼松エレクトロニクス(株)上席執行役員	—

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者 番 号	ふ り が な 氏 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
11	※ うえ の せん 上 野 宣 (1975年 9 月 28 日)	2000年 3 月 サイトデザイン(株)入社 2002年 12 月 ゼロエクス(株)入社 2003年 4 月 同社取締役 2004年 12 月 インプループテクノロジーズ(株)入社 2006年 6 月 (株)トライコーダ代表取締役 (現任) 2019年 12 月 (株)Flatt Security社外取締役 (現任) 2022年 6 月 グローバルセキュリティエキスパート (株)社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) (株)トライコーダ代表取締役 (株)Flatt Security 社外取締役 グローバルセキュリティエキスパート(株)社外取締役 (一社)セキュリティ・キャンプ協議会 理事 OWASP Japan代表 NICT実戦的サイバー防御演習 CYDER 推進委員 (一社)IT キャリア推進協会 (JAIC) アドバイザリーボ ードメンバー 情報経営イノベーション専門職大学(iU) 客員教員	—

(注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。

2. 青柳史郎氏は、現在において、当社の主要株主でありますグローバルセキュリティエキスパート株式会社の代表取締役社長であります。なお、同氏の同社における地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりです。当社は同社との間に役務提供等の取引関係があります。
3. 竹原智子氏は、現在において、当社の主要株主であります株式会社IDホールディングスの子会社である株式会社インフォメーション・ディベロプメントの取締役兼常務執行役員であります。なお、同氏の同社における地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりです。当社は同社との間で役務提供等の取引及び同社社員の出向受入を行っております。
4. 大内拓也氏は、現在において、当社の主要株主であります兼松エレクトロニクス株式会社の上席執行役員であります。なお、同氏の同社における地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりです。当社は同社との間に役務提供等の取引関係があります。

5. 上野宣氏は、現在において、当社の主要株主でありますグローバルセキュリティエクスパート株式会社の社外取締役であります。なお、同氏の同社における地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりです。
6. その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
7. 田中喜一氏、青柳史郎氏、竹原智子氏、大内拓也氏及び上野宣氏は、社外取締役候補者であります。
8. 田中喜一氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、長年にわたり経営に携わられた豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として独立・公正な立場から経営全般に対する助言や意見等いただくことを期待したためであります。
9. 青柳史郎氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、当社と同じ業界にてこれまで培ってきた経営者としての豊富な経験と幅広い見識が、当社社外取締役として経営に活かされることを期待したためであります。
10. 竹原智子氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、当社と同じ業界にてこれまで培ってきた豊富な経験と幅広い見識、中でもセキュリティ分野、経営に関しての知見について当社社外取締役として経営に活かされることを期待したためであります。
11. 大内拓也氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、当社と同じ業界にてこれまで培ってきた豊富な経験と幅広い見識、中でも特に営業部門における知見等について当社社外取締役として経営に活かされることを期待したためであります。
12. 上野宣氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、当社と同じ業界にてこれまで培ってきた経営経験及びサイバーセキュリティ業界の各種団体において重要な役割を担うことにより培ってきた豊富な知見に基づき、社外取締役として経営全般に対する助言や意見等いただくことを期待したためであります。
13. 田中喜一氏及び青柳史郎氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって田中喜一氏が9年6か月、青柳史郎氏が1年となります。
14. 青柳史郎氏の戸籍上の氏名は、鱸史郎であります。
15. 当社は、田中喜一氏及び青柳史郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項の定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、竹原智子氏、大内拓也氏及び上野宣氏が選任された場合には、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

16. 当社は、保険会社との間で、当社取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が取締役を選任され就任した場合は被保険者となります。当該保険契約では、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填するものです。ただし、補填する額について限度額を設けていることや被保険者の故意による背信行為、犯罪行為又は故意による法令違反に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約は1年毎の更新のため、候補者の任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
17. 当社は、田中喜一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー 5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター Room G



交通：「西新宿駅」1番出口より徒歩3分（丸ノ内線）

「都庁前駅」E4出口より徒歩7分（大江戸線）

※駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。